

「建築製品」商品類型 No.123Version2/No.137Version1/No.138Version1 における軽微な改定箇所一覧

対象	改正点	基準適用の整理・改正内容
全体	製品あるいはプラスチックに関する重金属について、重金属試験項目あるいは使用不可重金属の規定について、全体の整合を図る	<p>以下の原則で、基準の整合を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として、再生材料を使用するものは、金属・紙・木・繊維を除き、6項目の溶出について製品に対し重金属試験を課す。ただし、そのリスクがほとんどないことが明らかな場合には、課さないこともできる。具体的には金属、紙、木、繊維を適用除外とする。【(1) 溶出基準参照】 ほう素、ふっ素の2項目については、過去に問題が生じた事例がある材料、製造時に使用される可能性があるもの、あるいは含有が疑われる種類の材料を再生材料の対象とする場合に追加する。具体的には、金属工業廃棄物（スラグ、陶磁器屑）、汚泥類（下水道汚泥、スラッジ等）、焼却灰類を対象とする。 含有試験は、材料が多様で、有害物質の混入が特に疑われ、かつ人体への吸入リスクがある製品に限り、課すものとする(原則不要とする)。【(2) 含有基準参照】 再生材料の使用がない製品については、上記に代えて、「重金属類を処方構成成分として添加しない」旨の宣言をもって補完する（具体的には材料がプラスチックである場合）。 <p>改定した基準：No.123C-1 ボード、No.137B-1 ルーフイング、No.138A-1 建築用石材 →溶出基準を統一して変更、含有基準の削除</p>
	防腐剤等の規定の統一	<p>屋内で木材を使用する製品については、防蟻剤、防腐剤、防カビ剤および防虫剤の使用のないことに統一する。【(4) 防腐剤基準参照】</p> <p>改定した基準：No.123C-1.ボード、No.137B-1 ルーフイング →防虫剤の追加</p>
	接着剤、塗料に関する基準について、整合を図る。	<p>以下の原則で、基準の整合を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 塗料を使用する場合に、重金属の添加を塗料製造事業者より確認する。【(5) 塗料重金属基準参照】 屋内で接着剤、塗料を使用する場合に、トルエン、キシレン、ホルムアルデヒドの試験の規定を適用する。【(6) 接着剤・塗料基準参照】 <p>→接着剤、塗料の項目を有する基準について、証明方法等文面を統一した</p>
	使用後のリサイクルに関する基準の整合を図る。	<p>以下の原則で、基準の整合を図った。【(8) リサイクル基準参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「使用後さらにリサイクルできること」は、主材料についてリサイクルを求める場合に適用する。 「排出・廃棄が通常の製品と同等に容易であること」は、通常の製品との比較および同等性の確認が不可能のため、全基準から削除する。 「異種材料間の分離容易」は特に必要な場合のみ適用する。 <p>改定した基準：No.123A-1 木質フローリング、No.138A-1 建築用石材 →“排出・廃棄の容易”を削除、証明方法の修正</p>
	マニュアルに関する基準の整合を図る	<p>原則、統一の規定を適用する。障子紙などマニュアルを整備する必要がないものに限り、適用しない。【(7) マニュアル基準参照】</p>

		→マニュアルの項目を有する基準について、文面を統一した。
	木質の再生材料	以下の原則で、全基準の整合を図った。 <ul style="list-style-type: none"> ・特段の理由がない限り、木材を再生材料として扱う場合は、再・未利用木材(間伐材、廃木材、低位利用木材、建設発生木材)を対象とする。 ・建設発生木材については、建築解体木材の防腐処理材の分別排除、ヒ素・六価クロムの含有試験を課す。【(3) 建築解体木材基準参照】 既制定：No.123C-1 ボード →建設発生木材を追加
分類の整理	分類番号の修正	分類番号を整理した。【建築製品の分類一覧参照】 No.137B.防水工事用資材 B-1 ルーフイング →No.137A.防水工事用資材 A-1 ルーフイング
	C-1 ボードに内装ボード(C-6 公表案)を組込追加	公開案 C-6 内装用ボードを C-1 ボードに組み込み改定した。 →再生材料として建設発生木材を追加し、建築解体木材の重金属試験を追加した。 →再生プラスチック、再生ゴム、石炭灰については、C-1 のその他製品に再生材料の対象を追加した。

【建築製品 認定基準の統一基準項目】

(溶出基準)

- (1) 製品は、重金属など有害物質の溶出について、土壤汚染対策法施行規則（平成14年、環境省令第29号）別表第2に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、水銀、セレンに関する基準に適合すること。再生材料としてスラグ、金属工業廃棄物類、汚泥類、焼却灰類、エコセメントを使用する場合は、加えてホウ素、フッ素についても基準に適合すること。ただし、金属、紙、繊維および木材については、本項目を適用しない。

【証明方法】

製品からの当該物質の溶出について、第三者試験機関または自社などによる試験結果を提出すること。材料毎に試験を行う場合は、当該物質を含有しないことが明らかな材料については、材料事業者または申込者による当該物質を含有しないことの証明でも可とする。ただし、再生材料については試験を省略できない。

(含有基準)

- (2) 製品は、重金属など有害物質の含有について、土壤汚染対策法施行規則(平成14年、環境省令第29号)別表第3に挙げられた特定有害物質のうち、カドミウム、鉛、ヒ素、水銀に関する基準に適合すること。

【証明方法】

製品からの当該物質の溶出について、第三者試験機関または自社などによる試験結果を提出すること。材料毎に試験を行う場合は、当該物質を含有しないことが明らかな材料については、材料事業者または申込者による当該物質を含有しないことの証明でも可とする。ただし、再生材料については試験を省略できない。

(建築解体木材基準)

- (3)建設発生木材のうち、建築解体木材（建築物解体工事に伴って廃棄物となった木材および木質材料）を原料として使用する製品にあつては、防腐・防蟻・防虫処理が施された材を分別・排除して使用すること。製品中の有害物質の含有について、土壤汚染対策法施行規則に定める別表第3（平成14年、環境省令第29号）に挙げられた六価クロムおよびヒ素の要件を満たすこと。

【証明方法】

建築解体木材を使用する場合は、建築解体木材を分別し防腐・防蟻・防虫処理が施された材を除去していることの証明書（作業マニュアル、工程フローなど）を提出すること。また、第三者試験機関または自社などにより実施された試験結果を提出すること。

(防腐剤基準)

- (4) 製品は、防蟻剤、防腐剤、防カビ剤および防虫剤を使用しないこと。

【証明方法】

申込者は付属証明書へ本項目への適合の有無を記入すること。

(塗料重金属基準)

- (5) 塗料を使用する製品は、塗料の処方構成成分として表1に示す重金属および重金属化合物を添加していないこと。

【証明方法】

塗料製造事業者が発行する、該当物質を含まないことの証明書を提出すること。ただし、エコマーク認定の塗料を使用する場合は、当該塗料の「商品名」および「認定番号」を申込書に明記することで、基準への適合の証明に代えることができるものとする。

表1 重金属および重金属化合物の基準

物質名
カドミウム
水銀
六価クロム
鉛
ヒ素
アンチモン
トリブチルスズ
トリフェニルスズ

(接着剤・塗料基準)

- (6) 接着剤、塗料を使用した製品は、製品出荷時にトルエンおよびキシレンの放散が検出されないこと。「放散が検出されない」とは日本工業規格JIS A 1901「建築材料の揮発性有機化合物（VOC）、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法－小型チャンバー法」に従って測定した定量下限値以下とする。

【証明方法】

トルエンおよびキシレンの放散について、第三者機関または自社などによる試験結果を提出すること。トルエンおよびキシレンを処方構成成分として添加していない製品、接

着剤および塗料は、試験を免除し当該物質の添加のないことを付属証明書に記載すること。

(マニュアル基準)

(7)製品は、施工、使用、維持・管理、解体、廃棄、リサイクルに関するマニュアルを有し、施工者および建築物の所有者が閲覧できること。

【証明方法】

申込者は付属証明書へ本項目への適合の有無を記入し、施工、使用、維持・管理、解体、廃棄、リサイクルに関するマニュアルの見本を提出すること。施工からリサイクルまでのライフステージのうち、マニュアルへの記載をすることができない箇所については、理由を説明すること。

(リサイクル基準)

(8) 製品は、使用後さらにリサイクルできること。

または、排出、廃棄が通常の製品と同等に容易であること。(全ての基準に対して削除)

複合材料によるものは、異種材料間の分離が容易な配慮がなされていること。(特に必要な場合のみ)

【証明方法】

主材料のリサイクル方法、異種材料の分離方法について説明すること。

【建築製品の分類一覧】

類型番号	分類		
123	建築製品(内装工事関係用資材)Version2.2	A. 木工事用資材	A-1 木質フローリング
		B. 建具工事用資材	B-1 障子・襖
			B-2 障子紙・襖紙
		C. 内装工事用資材	C-1 ボード (C-6 内装ボードを追加)
			C-2 畳
			C-3 壁紙
C-4 断熱材			
C-5 吸音材料・防音防振マット			
137	建築製品(外装・外構工事関係用資材)Version1.1	A. 防水工事用資材	A-1 ルーフイング
		D. 外構工事用資材	D-1 プラスチックデッキ材
			D-2 木材・プラスチック再生複合材
			D-3 雨水貯留槽
138	建築製品(材料系の資材)Version1.1	B A. 石工事用資材	A-1 建築用石材
		C B. 排水工事用資材	B-1 排水・通気用硬質ポリ塩化ビニル管
139	建築製品(設備)Version1.0	A. 避難設備機具・セキュリティーシステム	A-1 ガス漏れ警報器